

消費生活に関する重要情報チラシ

消費者被害急増中～ネットトラブルには要注意～

通販？それとも電話勧誘？



【事例1】SNS 広告からの勧誘にご注意を！

ネットで「初回980円！定期コースいつでも解約可能」と書かれた美容クリームを申込んだら、サイトから電話があり「長く試した方が効果がより分かる。コース変更が安くてお得ですよ。」と勧められ変更した。翌日、無料お試し商品が届いたが、使用しないまま2週間後に3か月分の商品と29,400円の請求書が届いた。クーリングオフしたい。

【アドバイス】

電話で勧誘されて契約した場合「特定商取引法」の電話勧誘と見なされ商品到着後8日以内ならクーリングオフが可能ですが、事例1では最初ネット通販で申込み、その後、電話で勧誘を受け契約を変更しています。この場合はネット通販の契約変更となり通信販売の返品規定が適用されクーリングオフは出来ません。老若男女を問わず通信販売でのトラブルが増えています。契約は慎重にしましょう。

【事例2】PC の偽セキュリティ警告に注意

毎年5月6月に「偽セキュリティソフト」の相談が急増します。その手口は「パソコンがウイルスに感染している！」等、マイクロソフト社の URL にアクセスしているようなアドレスバーの画像を PC に表示させ、あたかも本物の警告だと思わせ、同社を騙って電話に誘導し、有償サポート契約に誘導されてしまいます。

【アドバイス】

ますます巧妙に手を替え品を替え、偽の画面やメッセージを PC 画面に表示させ、電話をかけさせるようにする手口へと進化していくことが予想されます。ネット利用中に「ウイルス感染」「個人情報が流出」などといった警告メッセージとともに電話番号が表示された時には、その電話番号には連絡せず、ま

ずは消費生活センターへご相談ください。

!!「注意報」!!

突然、国税庁からショートメッセージ（SMS）やメールアドレスに「税金未納のお知らせ」が届くことがあります。開封せず無視しましょう。

【偽装メール内容】

メールの題名；あなたの税金が未納です
送信者アドレス；¥¥¥国税局税務課¥¥¥
kokuzeikyoku@xxx.com
至急、支払の手続きをお願いします。
<http://000000.....>

消費生活に関するご相談は

草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353（直通）

または消費者ホットライン ☎188

（※最寄りの相談窓口につながります）